

令和3年10月7日

保護者・生徒各位

昭和薬科大学附属高等学校・中学校
校長 諸見里 明
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の本校の教育活動について（お知らせ）

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、県の緊急事態宣言解除と感染拡大抑止期間の設定を受け、本校の教育活動に関して下記のとおり決定したことをお知らせいたします。

なお、本件は現状の感染状況も念頭に置き、暫定的に10月末を目途に運用いたします。

ご家庭におかれましても、引き続き日々の感染症対策と健康観察に努めてくださいますようお願いとご協力をよろしくお願いいたします。

記

※令和3年9月16日付け本校文書「臨時休校措置の終了と登校再開について（お知らせ）」の「3. 本校における緊急事態宣言下の教育活動」から変更した部分に下線を付しています。

(1) 基本方針

- ①衛生管理マニュアル等に基づき、感染症対策を徹底したうえで教育活動を継続します。
- ②通学時の密を避けるため、やむを得ない場合を除き自家用車での送迎をお願いします。登下校時のスクールバスは感染症対策を行いながら運行しますが、路線や時間帯によっては乗車率を上回る便もあり、乗車制限を行う可能性があります。是非ともご協力をお願いします。
- ③通学以外の不要不急の外出自粛を引き続きお願いします。
- ④部活動については、感染症対策を講じたうえで10月8日より再開します（詳細は後述）。
- ⑤感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い教育活動は実施しません。

(2) 感染症対策の徹底について

①基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても30分に1回以上（授業時間の途中）窓を開けて換気を行うこと。また屋外においても十分な感染症対策を講じること。

なお、着用するマスクについては、サージカルマスク（不織布）を推奨します。

②健康観察の徹底

生徒・教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。発熱や風邪症状等を確認したり、体調不良を感じたりする場合は、自宅で休養し、登校・出勤しないこと（生徒は欠席ではなく『出席停止』扱いとなります）。解熱剤等を服用して登校することは絶対に止めてくださ

い。

また、家族や友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校・出勤を控えること。

③給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互いに向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事中のマスク取り外しは最小限に止め、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。昼食時間は窓を開けて換気を行うこと。

高校においても、原則的に昼食を教室の自席で喫食すること。10月11日より校内食堂の利用を再開します（校内食堂で購入した定食や弁当を食堂内で喫食してよいが、マナーを守り、感染症対策等の指示に従うこと）。昼食時間の教員による巡回指導は継続します。

また、土曜日等午前日課の部活動生徒の昼食に際しては、部顧問が指導監督を行います。

④食事後に机を消毒すること。

⑤登下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むこと。

⑥授業間の休み時間中の喫食（お菓子を食べることや“早弁”をすること等）は原則禁止とします。

(3) 教育活動上の対応について

①宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

これらの活動は、その都度関係部署で安全対策や感染症対策を勘案し、学校長の許可を得て実施することができます。

②感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）（令和3年5月28日一部修正）』）は実施しないこと。

参考資料

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要あり

ませんが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられます。

③学校行事等

校内での学校行事等のうち、文化祭や体育祭等、人の移動が過度になるリスクが高い活動については、延期または縮小すること。また、期間中における保護者等を招いての行事等はオンライン等を活用すること。なお、奨学金の説明会等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、予め説明会の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで実施すること。

④部活動

10月8日より再開します。ただし、十分な感染症対策を講じるとともに、以下を順守すること。

1. 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
2. 活動内容等を精選し、短時間（平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日祝日 2 時間以内）の活動とすること（人数制限なし）。ただし、土日祝日は昼食を挟むことがないように時間を設定すること。
3. 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。
4. 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
5. 練習試合や合同練習は、上記 2 を遵守し行うことができる。
6. 部活動に係る学校への登下校時、外部施設への移動時において、生徒同士による飲食等は厳に慎むこと（部顧問は指導を徹底すること）。
7. 練習前後のミーティングや準備などは上記の活動時間に含めないが、可能な限り時間を短縮して行うこと。また、練習以外（構内の移動時、更衣時、ミーティング時等）は必ずマスクを着用すること。
8. 部活動に割り当てられた時間以外の練習等は禁止します（たとえば、平日 90 分（土日祝日 2 時間）活動前後の自主練習や筋力またはラントレーニングなどは、顧問等の立ち合いの有無に関わらず認めません）。

⑤校内の自習（居残り学習や休日自習登校等）

帰りのSHR後は、原則として下校すること。ただし、期間中の居残り学習は高校3年生のみに制限して認めます。

また、休日の自習登校を控え、**家庭で学習することを強く推奨**します。休日に希望制模試や部活動のために登校した生徒についても、その後の校内自習を認めません。各活動終了後は速やかに下校すること。

⑥校内施設の利用

期間中、『進路指導室前のベンチ』や『3階いこいの広場』『3階図書館上の広場』の椅子・テーブルは撤去します。

⑦教室の消毒

1. 移動教室

授業開始前に、使用する生徒各自が備え付けの消毒液とペーパータオルを用いて机・椅子を消毒します。使用済みのペーパー類はゴミ箱に捨てます。

2. 移動教室以外でも、その教室在籍の生徒以外が使用する際には、上記 1. と同様に消毒します。
3. 普通教室
帰りのSHR終了後に学級担任が消毒します。窓の鍵やドアノブなど不特定多数の者が接触する箇所は特に重点的に行います。